



仮設住宅入居世帯の生活再建については、戸別訪問等により世帯ごとの状況や課題を把握し、平成26年3月に策定した生活再建推進プログラム（平成27年3月～生活再建加速プログラム）に沿って支援してまいりました。本市で被災された方の仮設住宅供与は原則5年であり、平成29年3月末までには供与が終了します。現在はこうした供与終了を迎える世帯を中心に、住まいの再建を確実に果たしていただければ幸いです。個別支援を強化しています。

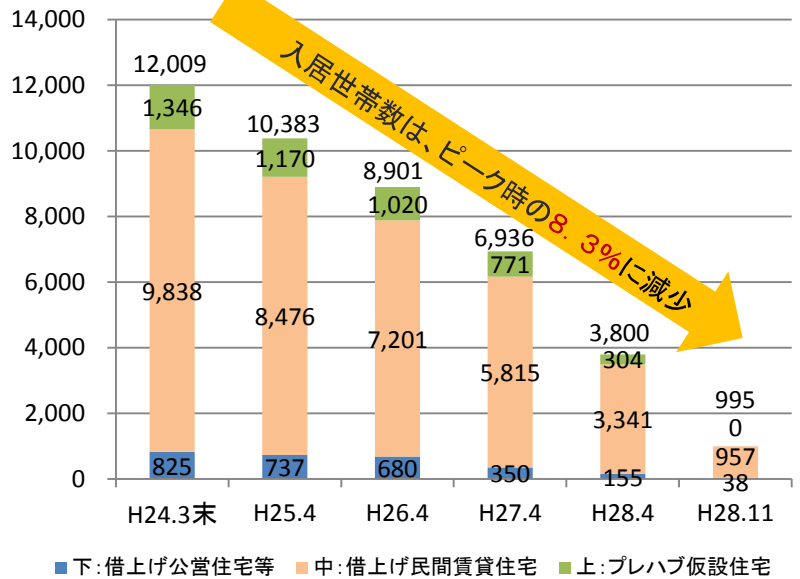
## 入居世帯の推移

仙台市内の応急仮設住宅には、平成24年3月末のピーク時において約1万2千世帯が入居されていましたが、住まいと暮らしの再建が進んできたことにより、現在はピーク時の8.3%にまで減少しています。

また、プレハブ仮設住宅については10月をもって全世帯が退去されたため、11月以降市内の仮設住宅は全て「みなし仮設住宅（借上げ民間賃貸住宅・借上げ公営住宅等）」となっています。

なお、ピーク時に仮設住宅の約82%を占めていた借上げ民間賃貸住宅(※)は、平成28年11月現在では約96%を占めるまでに至っています。

※ 既存の住宅ストックを大量活用した初めての事例

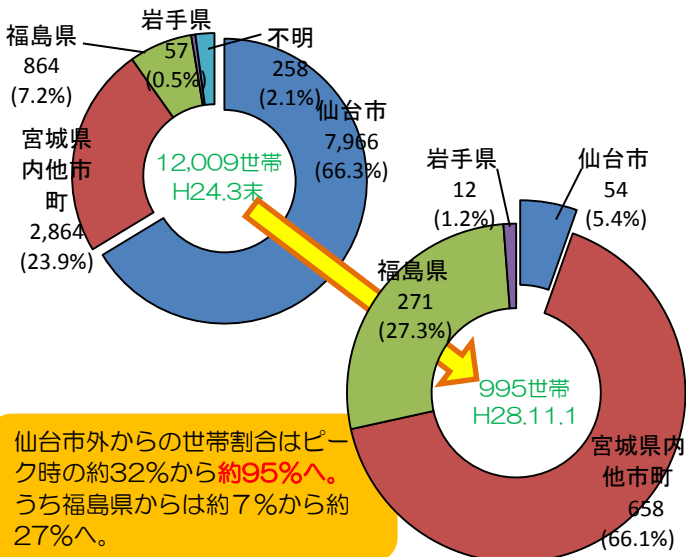


## 震災時の居住地と住まいの再建

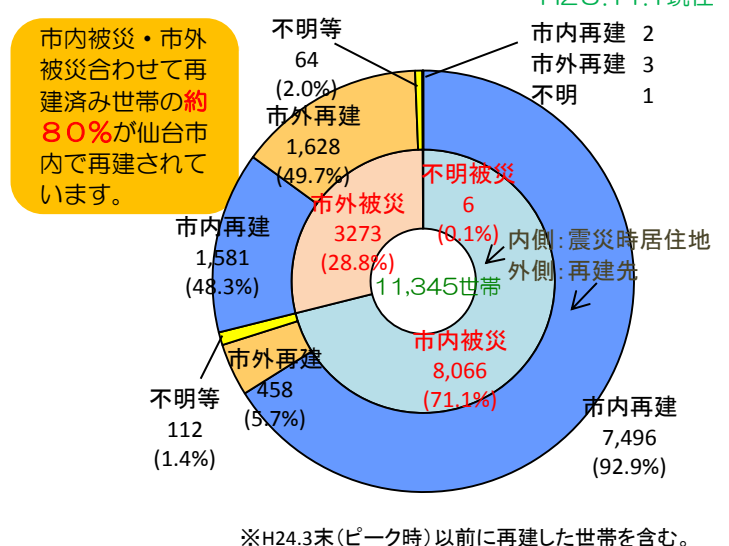
東北に広く被害をもたらした今回の震災では避難も広域的に行われ、平成24年3月のピーク時には市内仮設住宅入居世帯の3分の1は市外で被災された世帯でした。現在、5年で供与が終了する仙台市内で被災した世帯の再建が進み、その結果、市内の仮設住宅入居世帯の約95%が市外で被災された世帯となっています。

また、既に再建された世帯のうち、市内で被災された世帯の約93%、及び市外で被災された方の約48%が仙台市で再建されています。

【震災時の居住地別入居状況】



【震災時の居住地別再建先】

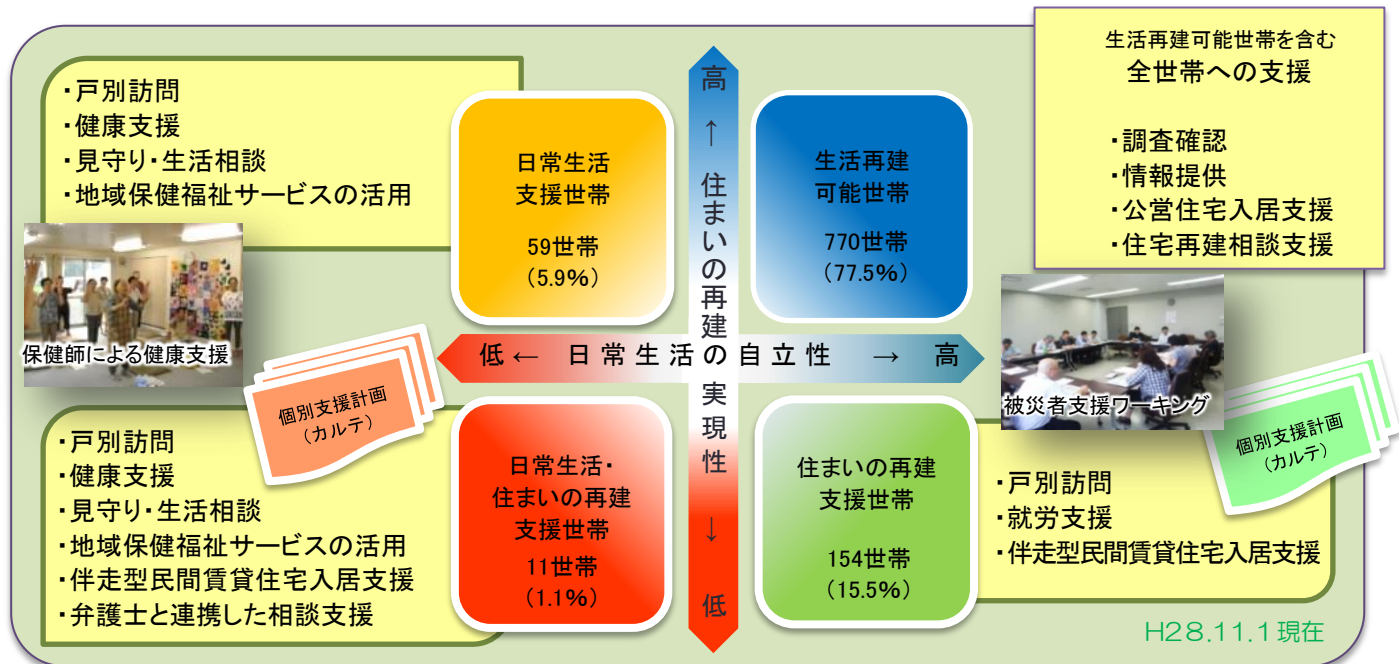


仙台市外からの世帯割合はピーク時の約32%から約95%へ。うち福島県からは約7%から約27%へ。

※H24.3末(ピーク時)以前に再建した世帯を含む。

# 入居世帯への支援

新たな生活の場へ供与期間内に確実に移行できるよう、課題を抱える世帯に対する移行支援策の充実・強化に加え、未だ接触できない世帯への対応や、本市で被災し市外の仮設住宅に入居されている世帯への支援にも取り組んでいます。



接触できない  
市内の仮設住宅  
入居世帯  
1世帯

- 戸別訪問調査
- 情報提供や相談支援
- 居住実態のない世帯への退去勧奨等

市内で被災した  
市外の仮設住宅  
入居世帯  
122世帯

- 情報提供や相談支援  
(県内) 避難先市町村との連携  
(県外) 交流会等での面談等

## ● 津波避難訓練を行いました ●

「津波防災の日」の11月5日、本市では宮城野、若林、太白区の津波避難エリアで避難訓練を実施しました。訓練会場の一つである太白区の袋原小学校では、午前8時30分、三陸沖を震源とするマグニチュード9.0、最大震度6強の地震が発生し、仙台港に7mの津波が到達するという想定で訓練が始まりました。仙台市全域に「緊急速報メール」が配信。その後、仙台市地域防災リーダー (SBL) が中心となって、参加した370人余りの地域の方々が実際に校舎屋上へ避難しました。



**津波防災の日**  
1854年の旧暦11月5日に、安政南海地震による大津波が襲来。「稲むらの火」の逸話で知られています。これにちなみ「津波対策の推進に関する法律」(平成23年6月制定)により津波防災の日が定められました。

屋上への避難の後、町内会ごとにまとまって体育館へ移動し防災講話や地域防災リーダーの紹介などを行いました。



### 地域防災リーダーとは

地域の防災訓練や防災計画づくり、災害時の避難誘導、救護活動等でリーダーの役割を担っていただく方々です。本市では平成24年度から養成を開始し、これまで584名 (H28.4.1現在) の方が地域で活躍されています。